

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	令和8年度計画(案)では、輸出国における衛生管理対策の推進として二国間協議の実施や現地調査、ホームページへの掲載による規制の周知を実施する方針が示されています。輸出国に対しては日本の法制度について、最新の規制内容や運用の変更点を正確かつ継続的に理解してもらうことが重要であると考えます。政府からの働きかけのみならず、政府と輸入業者が連携し、輸出国とのより密な関係づくり等を行い、これらの施策を着実に実行してください。あわせて、輸出国での食品製造現場の現状把握や食品安全に対する考え方等の事前調査、情報収集を十分に行い、輸出国の課題や求める支援を的確に実施してください。	本計画(案)に基づき、引き続き、輸出国段階における衛生管理対策をさらに推進し、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
2	あわせて、輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策として行うことも重要です。貴省と外務省、消費者庁、都道府県等との連携をより強化し、定例の合同会議の開催等、意思疎通や情報交換、情報共有を一層充実させてください。	輸入食品の安全性を確保するため、食品供給の行程の各段階において適切な管理がなされるよう本計画(案)に基づき監視指導を実施するとともに、関係府省庁や都道府県等との連携、関係団体等が開催する講習会等に担当者を派遣することなどを含め、輸入者による自主的な衛生管理の推進に取り組んでまいります。また、上記取組が着実に実施できるよう、引き続き、適切な監視体制の整備等に努めてまいります。
3	<p>厚生労働省ないし検疫所は制度の普及啓もうをより促進すべきである。多くの食品輸入者が制度概要や、ときには存在自体を認識していません。自分たちの暮らす社会を守る制度として一定の成果を上げていること、半面自らが食品事業者となった際には当然に実施するものとして認識を広める必要がある。既存の「公表」のようなパッシブなものではなく、パンフレットの作成配布や事業者団体への協力要請など、具体的な発信施策を強化すべきである。</p> <p>消費者への情報については、ホームページ・SNSで発表することが主となっていますが、一般消費者が、適切な情報を得るための対策をたてるべきです。さらに農林水産省や消費者庁等関係各機関との連携をしっかりと行い、消費者への情報提供に努力し、明確かつ迅速な情報公開を要望します。また一方的な情報だけでなく、消費者の意見を受け止めるリスクコミュニケーションを求めます。</p> <p>一般消費者における食品安全のリテラシー向上のため、引き続きリスクコミュニケーションを重視して取り組んでください。貴省の公式SNSや各種媒体等を活用した、食品の安全確保の取り組みに関する情報提供のさらなる発展に期待します。輸入食品に対して不安を感じる消費者は、依然として少なくありません。輸入食品の安全確保についての取り組みもわかりやすく取り上げていただくよう要望します。その際、消費者との相互理解を効果的に深めるためにも、受け手に寄り添ったわかりやすい伝え方・見せ方を追求してください。加えて、輸入時の検査、違反件数や割合、推移等についても消費者の目に届くように公表してください。そうした情報を理解することで、不安が少しでも解消されると考えます。より良いリスクコミュニケーションを実現させるため、引き続き輸入食品の監視強化をよろしく願いいたします。</p>	国民の皆様が適切な情報を得て、また意見交換を行うといったリスクコミュニケーションの取組は重要であると考えております。本計画(案)においては、5(5)④において食品等の安全に関するリスクコミュニケーションとして、都道府県等及び関係府省庁並びに関係団体と連携して意見交換会を実施するなど、食品等の安全性に関する取組及び認識について相互理解が深まるよう努めることとしております。引き続き、関係省庁とも連携を図り、効果的なリスクコミュニケーションの実施に取り組んでまいります。
4	「ダブルスタンダード(二重基準)」への危機感と検査対象の厳格化現在、収穫後農薬や、特定の合成着色料、保存料などにおいて、EUでは「疑わしきは使用せず(予防原則)」の観点から厳しく規制されているものが、日本では「科学的根拠が確定していない」として容認されているケースが散見されます。これにより、日本が「世界で売れなくなった危険な食品の最終処分場」になりつつあるのではないかと懸念が国民の間で高まっています。本計画におけるモニタリング検査、特に農産食品における「残留農薬(10,400件)」や農産加工食品における「添加物(3,500件)」の実施にあたっては、単に「日本の現行基準値を超えていないか」をチェックするだけでなく、「EU等で禁止・規制強化された成分が含まれていないか」を重点的に監視する項目を設けるべきです。国際的に健康リスクが指摘されている物質については、たとえ国内法で直ちに違法でなくとも、検疫所が積極的にデータを収集し、リスク評価機関(食品安全委員会等)へフィードバックすることで、国内基準の厳格化・見直しにつなげる「情報収集の最前線」としての機能を果たしてください。	厚生労働省では、輸入食品の安全性確保のため、関係府省庁、国立医薬品食品衛生研究所、国立健康危機管理研究機構(JIHS)、輸出国政府、世界保健機関(WHO)の国際食品安全情報ネットワーク(INFOSAN)等を通じて、海外の食品安全規制の動向や健康被害事例に関する情報を継続的に収集しています。残留農薬等については、ポジティブリスト制度を導入し、基準値が設定されていない物質についても一律基準(0.01ppm)で規制しています。また、食品添加物については、内閣総理大臣の指定を受けていない指定外添加物を使用した場合には、違反食品として取り扱っています。さらに、検疫所においては、輸入届出時の書類審査・検査に加え、海外で問題となった事案について、国際ネットワーク等から得た情報を踏まえ、重点的かつ迅速な監視・対応を実施することで、輸入食品の安全性確保を図っています。これらの取組により、輸入食品の安全性確保を行うとともに、得られた情報は、必要に応じて消費者庁へ情報提供し、食品衛生法に基づく規格基準の検討に活かされる仕組みとなっています。
5	輸入届出件数が2012(平成24)年度218万件から2024(令和6)年度は247万件程度に増加しているのに対し、2020(令和2)年度以降の検査総数は2012(平成24)年度よりも約2万件少ない20万件前後で推移している。検査総数の割合は、2012(平成24)年度10.2%の後、2013(平成25)年度9.2%、それ以降は8%台と、一桁台が続いている。その中で、2024(令和6)年度には国内の監視で発見された輸入食品違反事例が16件報告されている。より安全な輸入食品の流通、消費者の安心を実現するため、検査総数の割合を10%台に引き上げる計画とすることを求める。その際、2021(令和3)年度から10万件で固定されているモニタリング検査計画数について、より高い確率で違反品目を発見できるように検査計画数を増やすことを求める。少なくとも、2025(令和7)年度より多い計画数が設定されている項目の増加件数(合計3,090件)を維持しつつ、件数が減らされている項目(特に水産加工物)については2025(令和7)年度の件数に戻すことを求める。	輸入食品の検査は、①初めて輸入される食品や継続的に輸入される食品に対して行う指導検査、②過去の検査結果から違反の可能性が高い食品に対して行う検査命令、③過去の検査結果等から違反の可能性が低い食品に対して行うモニタリング検査を実施し、違反食品が輸入されることを防止しております。このように違反リスクに応じた検査を実施しており、違反食品が減少すれば、結果として検査率が低下する場合もあることから、検査率だけを捉えて安全確保の取組が十分か評価することは適切ではないと考えております。引き続き、違反リスクに応じた適切な検査の実施に努めるとともに、本計画(案)に基づき、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。また、本計画(案)において、5(1)②のとおり、重点的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、法違反率、輸入届出件数、輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査項目別の検査件数を策定しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	<p>モニタリング検査の運用について検疫所は開梱数、採取重量の詳細を逐次届出者へ通知すべきである。 輸入者に経済的不利益が発生するものであるため、その詳細は通達して当然のものである。 現行の運用では公表されている別表から自己で確認するよう指導されている検疫所が多いが、採取量開梱数決定者である検疫所が詳細に事前連絡するのが社会通念上妥当である。</p> <p>検疫所に経済的理由で交渉をし、該当通知発出後にモニタリング検査を実施しないケースが多数見受けられる。 制度本来の趣旨や検出のための設計を鑑みれば、何らかの意図を持って実施検体を確定させることは不相当である。 素直に実施する食品事業者との公平性も確保できておらず現状の運用には不満の声が多い。 実質的に経済的負担が発生するのは制度上是正できないのであれば、一定の実施判定ラインを確定させつつ、実施義務があるものについては交渉で変更せずに実施すべきである。</p>	<p>本計画(案)4(1)⑥において、検疫所は、多種多様な輸入食品等の安全性について幅広く監視するため、モニタリング検査を計画的に実施することとしており、実施にあたり、別途、輸入食品等モニタリング計画の実施について通知をしております。 また、モニタリング検査については、輸入者の都合により実施しないと判断されるものではございません。食品等を輸入される方でモニタリング検査に係るご不明点がございましたら管轄の検疫所担当官までご連絡いただきますようお願いいたします。</p>
7	<p>複合摂取(カクテル効果)リスクへの配慮 個別の物質が基準値以下であっても、複数の農薬や添加物を長期的に複合摂取した場合の健康影響(いわゆるカクテル効果)については、未だ解明されていない部分が多くあります。輸入食品、特に加工食品には、保存性を高めるために多種の添加物が使用される傾向があります。計画案では加工食品に対し約2.2万件の検査が予定されていますが、単一成分の基準値チェックに留まらず、複合的な残留状況を監視し、その実態を国民に広く公表する仕組みを導入すべきです。「直ちに健康被害は出ない」という短期的な視点ではなく、「長期的に食べ続けても本当に安全か」という視点に立った監視指導を求めます。</p>	<p>輸入時の残留農薬のモニタリング検査については、ご指摘のとおり、単一の農薬成分のみを対象とするのではなく、複数の農薬等について同時に検査を行い、残留状況の確認を行っています。これらの検査結果は、輸入食品の安全性確保に向けた基礎データとして翌年度の輸入食品監視指導計画の策定の際に活用しており、違反となった場合には厚生労働省のホームページで公表しています。 例えば、残留農薬の基準値は、国際基準を参照しつつ、我が国の各食品の摂取量を勘案して、食品を通じた農薬の摂取量が、毎日一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量(ADI:許容一日摂取量)、24時間又はそれより短時間の間に摂取しても健康への悪影響がないと推定される量(ARFD:急性参照用量)をそれぞれ超えないことを確認して、消費者庁において設定しています。</p>
8	<p>検査体制の質的・量的強化 輸入届出件数が年間数百万件に及ぶ中、約10万件というモニタリング数は、全体のごく一部(数パーセント程度)に過ぎず、残りの9割以上は書類審査のみで通過しているのが実態です。この現状を打破するためには、検査機器の高度化やAIを用いた高リスク貨物の選定精度の向上は不可欠です。「効率的な実施」という言葉で検査の手を緩めるのではなく、国民の食の安全を守るためのコストは惜しまず投入することを、計画の前提として明記してください。</p>	<p>本計画(案)において、5(1)②のとおり、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、法違反率、輸入届出件数、輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査項目別の検査件数を策定しています。また、来年度においては、モニタリング検査についてより効果的に実施するため、輸入される食品等に対し幅広く実施するよう努めることとしています。 なお、輸入食品等の監視体制については、引き続き、輸入動向等を勘案しつつ、検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努めてまいります。さらに、こうした取組に加え、輸出国対策を推進することにより、輸入食品の安全性確保に効果的に取り組んでまいります。</p>
9	<p>日本には海外から多くの遺伝子組み換え農作物が輸入されています。遺伝子組み換え農作物の輸入基準が守られているかは消費者にとって大きな関心事です。この大量な農作物の検査がきちんと行われているのか安全性について最新の検証をし、対策をするべきです。また、ゲノム編集技術応用食品について、安全性に不安を感じる消費者も多く、安全性審査と表示の義務付けが必要だと考えます。ゲノム編集技術応用食品であることの消費者への情報提供がされるよう、消費者庁と連携して対応してください。</p>	<p>食品衛生法において、内閣総理大臣が定める遺伝子組換えに係る安全性審査の手続きを経ていない食品やこれらを原材料に用いた食品等の製造、輸入、販売などを禁止しています。今後とも、遺伝子組換えトウモロコシ、ダイズ及びナタネ等の遺伝子組換え食品の開発状況等については、関係府省庁及び輸出国政府と連携しながら海外からの情報把握に努め、必要に応じモニタリング検査を行うなど、安全性未審査の遺伝子組換え農作物等が輸入されないよう、適切に対応してまいります。 また、ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、その塩基配列の状況をみた場合、最終的に自然界又は従来の育種技術で起こりうる範囲の遺伝子変化のものは、従来の育種技術による食品と同程度のリスクと考えられることから特段の安全性審査を行う必要性は認められず、届出の対象とされています。一方、ゲノム編集技術応用食品及び添加物のうち、外来遺伝子が組み込まれたもの等、従来の育種技術では起こりえない範囲の遺伝子変化のものは、組換えDNA技術応用食品等と同様に、安全性審査の対象と整理されています。この整理は、国産品だけでなく、輸入食品についても適用されます。このことについて、海外の開発者等への認知を促すため、消費者庁のホームページ、検疫所を通じての周知や在京大使館を通じて海外への周知を図るなど、引き続き届出の実効性が十分確保されるよう取り組んでまいります。 なお、ゲノム編集技術応用食品及び組換えDNA技術応用食品に係る安全性審査及び表示に関連するご意見については、消費者庁にお伝えします。</p>
10	<p>特にいわゆる「健康食品」は、近年、国内外において健康被害が複数報告されています。個人輸入の広がりや、越境プラットフォームの問題等、安全性や有効性にリスクがあり、健康被害も多数報告されている状況についても憂慮しています。健康被害を未然に防ぐため、食品に利用可能な成分であるか、適正製造規範(GMP)に基づく製造、販売がされているか、食経験を十分に有するものであるかの確認等、安全性の確保に努めるよう指導するとともに、被害情報やリスク情報を幅広く収集し、輸入者に必要な情報提供を行ってください。</p>	<p>輸入食品の安全性を確保するため、関係府省庁や都道府県等との連携を図り、適切な管理がなされるよう監視指導を実施することが重要であると考えています。また、本計画(案)5(3)①のとおり、いわゆる「健康食品」として販売される食品にあつては、食品に利用可能な成分であるか、国内外での食経験や健康被害があるか否かの確認など、輸入者に対して安全性の確保に努めるよう指導するとともに、輸入者による自主的な衛生管理を推進します。引き続き、本計画(案)を着実に実施することにより、健康食品を含めた輸入食品の安全性確保に努めてまいります。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
11	輸入者が食品衛生上の規制や責務について理解を深め、自ら輸入食品等の安全確保に努めることは、法令に違反する食品を減らすために効果的です。着実に実行してください。	法違反が発見された場合は検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入食品等の安全性を確保するため、輸入者に対し、迅速な回収、原因究明及び再発防止を講じるよう指示するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずることとしています。また、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、輸入及び販売状況の記録等の適正な作成及び保存に努めること及び法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該記録を速やかに提供することが可能となるよう指導することとしています。今後とも、適切な監視体制の整備や輸入者への指導を適切に実施すること等により、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
12	加工食品は、様々な形で輸入されています。日本で加工される食品の原材料、添加物等も多く輸入されています。事業者に対し、自主的な安全管理の推進を徹底するよう指導するとなっています。偽装等の防止対策も必要です。ますます増加する加工食品について、一層の検査の充実と業者への指導を行うべきと考えます。また、加工食品に使われているそれぞれの原材料のトレーサビリティを考え、消費者に情報提供できるようにすべきです。	加工食品の安全管理については、輸入加工食品の自主管理に関する指針(平成20年6月5日付け食安発第0605001号)により、輸入者に対し、輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送等の各段階における確認事項を示し、自主衛生管理の推進を図っています。検疫所においても、引き続き、本計画(案)に基づき、重点的、効率的かつ効果的な検査や輸入者等に対する指導等を行ってまいります。
13	違反事例の公表と「輸入停止措置」の機動的な発動 計画案では、違反が判明した場合の対応として、廃棄・積み戻し等の措置が記されていますが、違反を繰り返す事業者や輸出国に対するペナルティの運用が不透明です。特に、日本では許可されていない指定外添加物や、基準値を大幅に超える残留農薬が検出された場合、それは単なるミスではなく、日本国民の健康を軽視した悪質な行為とみなすべきです。「検査命令(全ロット検査)」への移行基準をより厳格化するとともに、違反頻度が高い国や品目、製造者に対しては、より迅速に「輸入禁止(停止)」措置を発動できるように、運用指針を強化すべきです。経済的な配慮よりも、国民の健康保護を最優先する姿勢を明確に示してください。	食品衛生法第9条第1項又は第17条第1項の規定に基づく包括的輸入禁止措置については、当該輸入食品等の検査件数全体に対する違反率がおおむね5%以上の場合等に処分の発動に向けた検討を開始し、必要な調査・検討を行い、当該輸入食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、厚生科学審議会の意見を聴き、輸入禁止措置を講ずることとなります。本制度の運用方針及びその考え方については、「食品衛生法第4条の3第1項及び第9条の2第1項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」を策定しています。 また、法第60条第2項の規定に基づく輸入者の営業の禁停止処分については、本計画(案)5(4)④のとおり、「食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分について」(平成18年1月10日付け食安発第0110003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)の別添「食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針(ガイドライン)」に基づき、違反率がおおむね5%以上等の要件に該当し、営業の禁停止処分の検討対象となった輸入者に対しては、再発防止対策を提出させ、法違反を繰り返すことのないよう指導しています。それでもなお、衛生管理が不十分と認められた場合等は、必要な措置が執られるまでの間、輸入者の営業の禁停止処分を行うこととしています。
14	検疫所の食品監視員数が2024(令和6)年度は422人で、2017(平成29)年度の419人からほとんど増えていない。輸入食品の増加及び検査計画数の引き上げに対応できるように、検疫検査を担う食品監視員の計画的な増員を求める。 また、昨年の意見への回答に「検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努める」とある。このうち、食品衛生監視員の資質向上については本計画案P15「(6)その他監視指導のために必要な事項」に記載があるが、適切な人員配置、検査機器の整備等についての記載が見当たらないので、具体的な記載を求める。	本計画(案)4(2)に、ご指摘の「適切な人員配置、検査機器の整備等」を含め、適切な監視指導を徹底するための体制の整備を図っていく旨記載しております。
15	食品衛生監視員の研修等で資質の向上を目指すとともに、検査率を上げていくためにも、食品衛生監視員の増員など更に体制の拡充を求めます。「器具・容器包装のポジティブリスト制度の導入」「いわゆる健康食品に関する錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に係る検査・指導」などを徹底するためにも、食品衛生監視員の増員などがなければ、実効ある計画にならないと考えます。 輸入食品の届け出件数の増加や経済連携協定の推進等により、今後さらに多様な加工食品の輸入増加が見込まれます。これまでの対策を継続して進めるとともに、引き続き検疫所の食品衛生監視員のスキルアップや人員・検査機器の確保等、監視指導體制の強化に力を入れてください。	輸入食品等の監視体制については、引き続き、輸入動向等を勘案しつつ、検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努めてまいります。さらに、こうした取組に加え、輸出国対策を推進することにより、輸入食品の安全性確保に効果的に取り組んでまいります。
16	食品防御への対応は、輸入食品に限らず食品全般にとって重要な課題です。経済連携協定等の推進により貿易の流れや量、質の変化が起こり、予測できないリスクの発生も考えられます。輸出国情報の収集、現地調査、二国間協議等の様々な手段を用いて、輸出国の安全対策に関する施策を継続的に行ってください。	食品防御(フードディフェンス)については、事業者の業種、規模、施設等の実情に応じ、労務管理を含めた組織経営全般における対策が必要となるため、事業者自身による自主的な取組を行うことが基本となります。このため、必ずしも公衆衛生規制や輸入時検査のみによって防ぎ得るものではありませんが、厚生労働省としては、輸入者自身による自主管理や輸出国における衛生管理の推進も有効であるとの認識から、輸入加工食品の自主管理に関するガイドライン(平成20年6月5日付け食安発第0605001号)を策定するとともに、食品防御(フードディフェンス)に関する研究を実施し、異物・毒物の混入防止を含めた安全確保の取組を推進しているところです。今後とも、輸出国の安全対策に関する情報収集等を実施するとともに、関係機関と連携し、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
17	総アフラトキシンについて、2024(令和6)年度までは乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、ミックススパイス、落花生について全輸出国を検査命令対象としていたが、2025(令和7)年度から国単位に変更された。だが、アフラトキシンは強い発がん性を持つことが知られており、2024(令和6)年度の検査結果で検査命令対象品目のうち最も多い違反が確認されていることから、全輸出国について検査命令の対象に戻すこと。	総アフラトキシンについては、令和7年度から、違反の発生状況や輸出国の改善状況、加工形態等を総合的に評価し、各国のリスクに応じた重点監視体制へ見直しました。見直しにより、対象となる輸出国等による改善の取組を促すこととなり、さらなる輸入食品全体の安全性の向上が図られます。また、食品衛生法違反が確認された場合には、検査命令の対象拡大など、速やかに措置を講ずることとしています。なお、検査命令対象外であっても、これまでと同様に、初回輸入時の検査やその後の定期的な検査指導やモニタリング検査等の多層的な監視により輸入食品の安全性確保を図ってまいります。